

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）により所要の改正が行われたことに伴い、上位法令と整合を図るため、甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- （１） 満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、満 3 歳未満限定小規模保育事業と区別するため、それぞれに係る用語の意義を定めます。

【第 2 条関係】

- （２） 特定教育・保育施設を現に利用している認定子どもに対する呼称について、認定区分に応じ改めます。

【第 7 条、第 8 条、第 1 4 条、第 3 6 条及び第 3 7 条関係】

- （３） 満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、地域型保育事業の区分に応じ、利用定員を定める規定について改めます。

【第 3 8 条関係】

- （４） 正当な理由のない提供拒否の禁止等について、満 3 歳以上限定小規模保育事業者に対する規定を新たに設けます。

【第 4 0 条第 3 項及び第 4 3 条第 8 項関係】

- （５） 特別利用地域型保育事業について、満 3 歳以上限定小規模保育事業者が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合において遵守すべき基準を定めます。

【第 5 3 条関係】

(6) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】

3 その他

- ・ 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正です。
- ・ この条例改正による予算上の影響はありません。